

仕様書

1 業務名

万博メディアセンターを対象とした東北への招請事業

2 目的

2025年4月13日から10月13日までの期間、大阪・関西万博が開催される。2025年2月13日時点で、158か国・地域、7国際機関が参加を表明している。東北糸まつり実行委員会としても、会期中の6月にパレード参加を予定しているところである。

万博会場内には、各国のメディアが集まる、メディアセンターが常設されることから、海外メディアを対象に、仙台・東北の魅力を体感いただけ招請事業を実施することで、万博以降の日本への来訪時に、東京や京都、大阪のゴールデンルートではなく、仙台・東北を旅行目的地として選択してもらえるよう、魅力発信を行うもの。

3 事業上限金額

1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、記載の金額はあくまで現時点での事業上限金額であり、今後の予算確保の状況により変更となる場合がある。

4 契約期間

契約締結日から2026年2月27日（金）まで

※なお、ツアーミニスケジュールに応じ、契約期間を変更する可能性あり

5 事業内容

・メディア招請

万博メディアセンターの欧（ヨーロッパ）・米（アメリカ、カナダ）のメディアを対象に、万博会期中の7月～10月の間で、もっとも東北の魅力があふれる時期に1社2名、合計4社8名程度を招請し、東北の観光資源を視察することで自社メディア媒体等を通じた魅力訴求を行う。なお、招請するメディアの募集については、発注者にて行う。

委託内容

① 招請行程の提案

- ・万博会期中の7月～10月の間で、もっとも東北の魅力があふれると考えられる時期に、1泊2日の視察行程を2コース以上提案すること。なお、宿泊先として1コースは必ず仙台市を宿泊地とすること。
- ・訪問先は、欧（ヨーロッパ）・米（アメリカ、カナダ）の方を受け入れしていることを条件とし、ターゲットの趣向に合致する観光スポットや祭り、食事、体験コンテンツ、宿泊施設などを網羅できるよう選定すること。また、選定理由を明記すること。
- ・行程は、効率的かつ視察時に情報発信用の写真や動画等を撮影することを想定した行程とすること。
- ・フライトは原則として伊丹発着とすること。なお、インアウトの空港が異なっても差し支えないものとする。
- ・最終的な行程は、受注者の提案に基づき発注者と協議の上決定することとするため、承知の上で提案を行うこと。

② 招請に向けた旅行手配等

- ・被招請者の旅行手配について、伊丹空港からの航空運賃、移動に係る交通費、宿泊費、食事代等を計上すること。
- ・提案をしたターゲットに合わせ、通訳者を2名手配すること。なお、通訳者については、到着する空港に待機とし、被招請者が到着後すべての行程に帯同予定である。それにかかる日本国内交通費・宿泊費・食事代等を計上すること。
- ・招請中の移動手段として、専用車を手配すること。
- ・観光施設等の視察に係る経費を計上するとともに、事前に取材許可及び見学費の減免許可等を得ること。
- ・宿泊先は、原則1人1部屋ずつ手配すること。
- ・被招請者に当該事業に係る傷害保険を手配することとし、必要な経費を計上すること。
- ・被招請者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に発注者と協議することとし、今後のインバウンド誘客への検討材料となるものにすること。
- ・旅行手配にあたって被招請者と調整が必要な事項は、発注者と連携し、業務分担や実施漏れ・重複等が起こらないよう細心の注意を払って遂行することとする。

③ 招請に向けた広報・事後について

- ・発注者が参加者募集のために活用するA4版のチラシを提案したターゲットに合わせ作成のうえ、納品すること。
(納品日：2025年6月2日(月))
- ・招請事業者について、発注者側で募集を行うが、受注者側でも万博を取材する海外メディアに対し、当事業の紹介を行い、参加者募集に努めること。
- ・招請事業者について、招請決定後の調整から招請後の情報発信まで、密にコミュニケーションを取り、丁寧な対応を行うこと。
- ・被招請者がメディア掲載にあたり、必要な情報を受注者側にて適宜提供すること。なお、発注者側でも必要に応じ素材を提供するため、適宜相談を行うこと。

6 事業報告書の作成及び提出

- ・招請事業が終了してから概ね30日以内に、招請内容をまとめた中間報告書を作成し提出すること。
- ・招請したメディアが記事作成を行った際のパブリシティ効果を測定し、中間報告書と合わせ、最終報告書として報告すること。

(提出日：2026年2月27日(金) PDF及び編集可能な形式にて納品)

7 その他

- ・本業務は、契約書類及び本仕様書に基づき実施すること。
- ・受注者は、本事業を通じて知り得た事実に関して、その内容にかかわらず一切の事項について守秘義務を負うこと。
- ・仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定すること。